

■辻元議員が  
産経新聞に勝訴

東日本大震災で災害ポ  
ランティア担当の首相補  
佐官に任命された際の記  
事は名誉毀損(きそん)  
だとして、民主党の辻元  
清美衆院議員が産経新聞  
社側に3300万円の損  
害賠償などを求めた訴訟  
の判決で、東京地裁は22  
日、80万円の支払いを命  
じた。  
問題となったのは、11

年3月16、21日付朝刊の  
論評記事。辻元議員が1  
992年のカンボジア視  
察で復興活動をしていた  
自衛官に侮辱的な発言を  
し、阪神大震災の被災地  
では反政府ヒラをまいた  
と指摘した。斎藤清文裁  
判長は、いずれも真実で  
ないとした上で、「辻元議  
員らに一切取材しておら  
ず、政治的な論評を中心  
とする欄の記事だとして  
も免責されない」と判断  
した。産経新聞社は「主  
張が認められず遺憾だ」  
とコメント。辻元議員は  
「事実に基づかない報道  
に怒りを禁じ得ない」と  
の談話を出した。